

米百俵財団奨学金 よくある質問

目次

1 貸与について	1
Q 1 奨学生の募集期間はいつですか。.....	1
Q 2 入学後に申し込むことはできますか。.....	2
Q 3 応募資格を知りたい。.....	2
Q 4 他団体の奨学金と併用できますか。.....	2
Q 5 奨学金が入金される時期はいつですか。.....	2
Q 6 入学一時金は入学前に振り込まれますか。.....	2
Q 7 貸与金額を増額したい。.....	2
Q 8 留学するので、奨学金を一時停止したい。.....	2
Q 9 大学院生も借りられますか。.....	3
Q 10 留年した場合、奨学金を延長できますか。.....	3
2 辞退について	3
Q 1 学校を退学しました。.....	3
Q 2 他団体の貸与型奨学金を受けることになりました。.....	3
3 返還について	3
Q 1 返還金額を変更したい。年賦を月賦に変更したい。.....	3
Q 2 繰上げ返還したい。.....	3
Q 3 引き落とし口座を変更したい。.....	3
Q 4 返還を猶予してほしい。.....	3
Q 5 返還猶予された場合、返還期間はどのようになりますか。.....	4
Q 6 滞納するとどのようになりますか。.....	4
4 届出について	4
Q 1 住所が変わりました。.....	4
Q 2 勤務先が変わりました。.....	4
Q 3 連帯保証人を変更したい。.....	4
Q 4 貸与証明書が欲しい。.....	4
Q 5 返還終了の証明書が欲しい。.....	4
Q 6 結婚して姓が変更になった。.....	5

1 貸与について

Q 1 奨学生の募集期間はいつですか。

A 1 12月から翌年1月中旬頃までです。募集案内、申込書は高校にお送りするほか、ア

オーレ長岡、ミライエ長岡、各支所にも置いてあります。また、ホームページからもダウンロードできます。申込書の提出期限は各高校により異なりますので、高校に確認してください。

Q 2 入学後に申し込むことはできますか。

A 2 当財団の奨学金は新たに進学する方を対象としていますので、入学後はお申し込みができません。

Q 3 応募資格を知りたい。

A 3 1年以上長岡市に居住する世帯の子で、学力基準、家計基準が日本学生支援機構の第1種奨学金の選考基準を満たす方が対象です。

なお、住民税非課税世帯（家計支持者全員の住民税所得割額が課されない世帯）の子で次のいずれかに該当し、学校長の推薦が得られる者については、学力基準は適用しません。

- ・特定の分野において優れた資質能力を有し、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること
- ・進学先の学校における学習に意欲があり、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること

Q 4 他団体の奨学金と併用できますか。

A 4 他団体の給付型奨学金であれば併用できます。他団体の貸与型奨学金との併用は、奨学生本人の返還が大変になるため認めていません。

Q 5 奨学金が入金される時期はいつですか。

A 5 4月と10月に半年分を入金します。

ただし、二次募集で採用された場合、初回の入金は5月下旬になります。

Q 6 入学一時金は入学前に振り込まれますか。

A 6 入学後、最初の奨学金の振込の際（4月または5月）に一緒に振り込みます。

Q 7 貸与金額を増額したい。

A 7 「貸与月額変更申請書」をお送りしますので、必要事項を記入し、事務局に郵送してください。審査のうえ認められることがあります。

Q 8 留学するので、奨学金を一時停止したい。

A 8 「奨学金貸付一時停止願」をお送りしますので、必要事項を記入し、証明書等を添付して事務局に郵送してください。審査のうえ認められることがあります。

なお、一時停止を解除する場合は、「奨学金貸付一時停止解除願」の提出が必要になります。

Q 9 大学院生も借りられますか。

A 9 大学院生は対象外のため借りられません。

Q10 留年した場合、奨学金を延長できますか。

A10 貸与期間は最短履修年限のため、延長はできません。

2 辞退について

Q 1 学校を退学しました。

A 1 退学の時点で貸与は終了となります。ホームページの「書式ダウンロード」にある「奨学生辞退届」を事務局に郵送してください。返還は翌年の4月から開始となります。

Q 2 他団体の貸与型奨学金を受けることになりました。

A 2 当財団の奨学金は、他団体の貸与型奨学金との併用はできませんので、ホームページの「書式ダウンロード」にある「奨学生辞退届」を事務局に郵送してください。返還は翌年の4月から開始となります。なお、引き続き学生である場合は、「奨学金返還の猶予願」を提出いただき、猶予が認められれば学生の間は返還が猶予されます。返還は卒業後、据え置き期間を置かず開始となります。

3 返還について

Q 1 返還金額を変更したい。年賦を月賦に変更したい。

A 1 ホームページの「書式ダウンロード」にある「奨学金返還計画変更願出書」を事務局に郵送してください。審査のうえ認められた場合、承認通知をお送りします。

Q 2 繰上げ返還したい。

A 2 ホームページの「書式ダウンロード」にある「奨学金返還計画変更願出書」を事務局に郵送してください。

残金を一括返還する場合は、事務局に電話またはメールでお知らせください。残金をお振込みいただくか、返還を予定していた月に残金を引き落とさせていただきます。

Q 3 引き落とし口座を変更したい。

A 3 「口座振替依頼書」を郵送します。なお、口座の変更には4か月程度かかる場合があるため、変更が完了するまでは引き続き変更前の口座から引き落とさせていただきます。

Q 4 返還を猶予してほしい。

A 4 大学院に進学する場合、在学中に他団体の奨学金を受けることになった場合、災害ま

たは疾病により返還が困難になった場合などに猶予が認められることがあります。ホームページの「書式ダウンロード」にある「奨学金返還の猶予願」を事務局に郵送してください。

Q 5 返還猶予された場合、返還期間はどのようになりますか。

A 5 在学中の方が返還を猶予された場合、卒業後、据え置き期間を置かず返還が始まります。

返還中の方が返還を猶予された場合、返還終了は後ろ倒しになります。

Q 6 滞納するとどのようになりますか。

A 6 口座引き落としができなかった場合、口座振替不能のお知らせをお送りします。それでも入金がない場合、督促をお送りします。返還に応じていただけない場合は連帯保証人に督促をします。また、電話や訪問による催促、弁護士等からの督促を行うことがあります。連帯保証人からも返還がなければ裁判所を通じた法的措置をとる場合があります。

また、正当な理由がなく奨学金の返還を怠った場合は、年 10.75%の延滞金を徴収することがあります。

4 届出について

Q 1 住所が変わりました。

A 1 ホームページの「書式ダウンロード」にある「住所変更届」を事務局に郵送してください。または毎年提出していただく「現況報告書」の備考欄にてお知らせください。

Q 2 勤務先が変わりました。

A 2 事務局に電話・メールでお知らせいただくか、毎年提出していただく「現況報告書」にてお知らせください。

Q 3 連帯保証人を変更したい。

A 3 ホームページの「書式ダウンロード」にある「連帯保証人変更届」を事務局に郵送してください。

Q 4 貸与証明書が欲しい。

A 4 ホームページの「書式ダウンロード」にある「貸与証明書交付申請書」を事務局に郵送してください。

Q 5 返還終了の証明書が欲しい。

A 5 返還が終了しましたら、「奨学金返還完了通知書」をお送りします。

Q 6 結婚して姓が変更になった。

A 6 毎年提出していただく「現況報告書」にてお知らせください。口座振替の銀行口座の名義人の姓を変更した場合は、事務局にお知らせください。